

平塚市営住宅駐車場外部貸し事業について

市営住宅の未利用駐車場を民間事業者の有償で貸し出す取組み（外部貸し）を行うために駐車場事業を運営できる事業者をプロポーザル方式により募集して決定しました。

1 事業者の決定

- ・事業者名 : 相模石油株式会社
- ・事業期間 : 令和8年7月1日から令和11年3月31日まで
- ・事業の運用開始 : 時間貸し駐車場 令和8年7月31日から
月極駐車場 令和8年8月1日から

2 事業者の決定に至るまでの経過

4月15日(水) : 外部貸し事業募集に係る募集要項等を市ホームページに掲載

22日(水) : 募集要項等に係る質疑受付期間

※提案者2者を含む5者から質疑がありました。

30日(木) : 質疑の回答（市ホームページに掲載）

5月15日(金)

～25日(月) : 事業者から企画提案書等の受付期間

6月4日(木) : 事業者によるプレゼンテーションの実施

提案者（申込順） 2者

相模石油株式会社
デイパーク株式会社

10日(水) : 審査結果の公表及び事業者への結果通知

7月1日(水) : 市営住宅駐車場使用許可決定

事業者による駐車場ライン引き、精算機や案内板等の設置開始

3 外部貸し駐車場【77台（時間貸し20台、月極駐車場57台）】

（内訳）

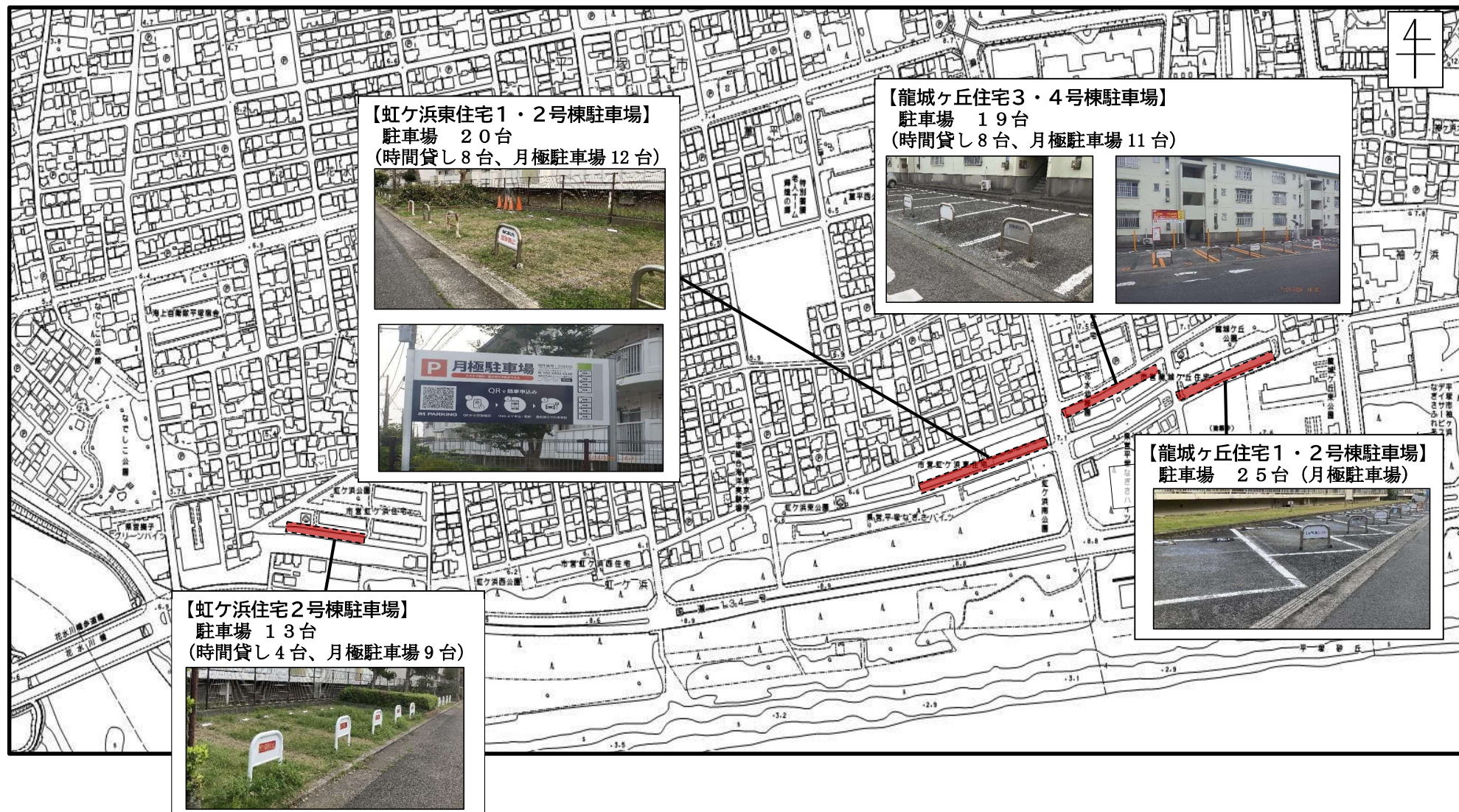
- ・虹ヶ浜住宅 : 13台（時間貸し4台、月極駐車場9台）
- ・虹ヶ浜東住宅 : 20台（時間貸し8台、月極駐車場12台）
- ・龍城ヶ丘住宅1・2号棟 : 25台（月極駐車場25台）
- ・龍城ヶ丘住宅3・4号棟 : 19台（時間貸し8台、月極駐車場11台）

4 添付書類

- ・市営住宅駐車場 配置図

以 上

市営住宅駐車場 配置図



市営中原上宿住宅建替整備に伴う移転支援等について

報告事項第2号

1 事業概要

	既 存		本計画
住宅名称	中原上宿住宅	中原子の神住宅	中原上宿住宅
所在地	御殿3-8-13	御殿3-17-7	御殿3-8-13
敷地面積	1,413.60㎡	950.04㎡	1,388.16㎡
延床面積	1,256.78㎡	912.08㎡	—
	計 2,168.86㎡		1,852.08㎡
建設年度	昭和45年度 (築55年)	昭和47年度 (築53年)	令和8年3月に完成
戸数 間取り	1棟30戸 2K(33.83㎡)	1棟20戸 3K(37.68㎡)	・単身高齢者向け 25戸 1DK(34㎡程度) ・二人世帯向け 5戸 2K(44㎡程度) ・ファミリー世帯向け 9戸 2DK(51㎡程度) ・車いす対応 1戸 1DK(51㎡程度)
	計50戸		計40戸
構造・階数	鉄筋コンクリート造 5階建て	鉄筋コンクリート造 5階建て	鉄筋コンクリート造 5階建て
主な施設・ 整備内容	駐車場18台	駐車場無し	・高齢者配慮 エレベーター、バリアフリー化 ・環境対策 太陽光発電設備、 ZEH(M-Oriented) (ZEH: Net Zero Energy House) ・その他 浴室・給湯設備あり 駐車場16台

2 配置図



3 事業スケジュール

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
工事等 (DB方式)		選定・契約	基本設計・実施設計	建設工事	★ 供用開始
			解体工事		
新住宅への 入居	旧中原上宿住宅 入居者移転	仮移転	仮住まい		戻り入居(5戸) 6月末完了
	中原子の神住宅 入居者移転				移転(9戸) 5月末完了 ※令和8年度末で用途廃止
	新規募集				★ 5月募集⇒9月入居(26戸予定)

4 中原上宿住宅 工事進捗

● 建替前



※赤枠内が住宅敷地



● 解体後



● 建設中



5 中原上宿住宅（完成）

● 外観



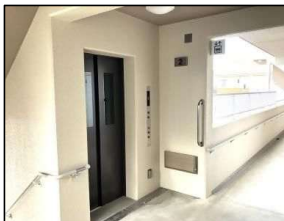
● 単身住戸



● 車椅子世帯住戸



● 設備（エレベーター、手摺り、太陽光発電）



市営住宅の不法占拠者に対する訴えの提起について

1 訴えを提起する理由

市営住宅を入居承継に該当しない状況で占拠している者について、市営住宅の明渡しに応じないため、横浜地方裁判所小田原支部へ訴訟を提起します。

2 訴訟相手方及び請求の概要

- ・住所・氏名 : 市営東中原住宅●号棟 住宅号棟・氏名は非公表
- ・請求の原因 : 明渡請求と家賃相当損害金の請求

期間	家賃相当損害金
令和 6 年 4 月～令和 8 年 6 月末時点	532,500 円

3 訴えの要旨及び根拠

- ・平塚市営住宅条例第 15 条(承継入居)
- ・平塚市営住宅条例第 20 条(家賃の徴収)
- ・平塚市営住宅条例第 44 条(明渡請求)

4 訴えの提起までの経過

令和 5 年

10 月 30 日(水): 名義人死亡

令和 7 年

8 月 31 日(日): 計 22 月間、幾度も面談等を重ねて占拠している住宅の明渡しをするように求めたが応じず。

9 月 1 日(月): 令和 8 年 2 月 28 日を期限とする明渡請求書を送付。

令和 8 年

6 月定例会: 明渡請求書の期限を過ぎても住宅の明渡しに応じないため「訴えの提起」について議案の承認。

5 訴えの提起

令和 8 年 8 月予定: 横浜地方裁判所小田原支部

以 上